

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する取組みについて

令和2年5月14日に大分県を含め39県に対する緊急事態宣言が解除されましたが、当センターでは新型コロナウイルス感染拡大防止のため、患者、利用者の皆さまへのご面会の禁止と以下の対策を引き続き行っております。

【当センター職員への対策】

- ・職員は就業前に必ず体温測定と体調確認を行い、体調不良者の早期発見に努めています。
- ・発熱、体調不良等を認めた職員には出勤を控えるよう指導しています。
- ・発熱、体調不良等で業務を離れた職員への明確な復帰ルールを設けています。
- ・業務中のマスク装着および手指消毒の徹底を指導しています。
- ・医療機器やリハビリテーションに使用する機器・物品などの適切な消毒に努めています。
- ・会議、研修会および面談等において「3つの密」の状況にならないよう席の分散配置、時間短縮等の対応策を講じるとともに、定期的な換気に努めています。
- ・プライベートにおいても「3つの密」が生じる恐れのある場所等への立ち入りを自粛するように指導しています。
- ・「新しい生活様式」を実践することを周知しています。

職員一同全力で感染防止に努めておりますので、ご不便等をおかけしますがご理解、ご協力ならびにご支援の程よろしくお願い申し上げます。

※当センターでは厚生労働省および大分県からの要請、ならびに国立感染症研究所などの専門機関からの最新の情報をもとに感染拡大防止に取り組んでおります。

令和2年5月19日

農協共済別府リハビリテーションセンター
センター長